

仙台市公共建築物アスベスト対策方針

平成17年12月26日 市長決裁

平成19年11月28日 改正

平成17年8月以降に行った市有施設の調査結果に基づき、施設の利用者等の健康を保護し、安全を確保するため、以下によりアスベスト飛散防止対策を講じるものとする。

1 アスベストを含有し、露出している吹き付け材等の対策

アスベスト含有濃度が0.1%超の吹き付け材等の使用が確認された市有施設については、アスベスト浮遊量の測定を実施し安全を確認するとともに、吹き付け材等の種類・状態、施設の利用形態等を総合的に勘案して改修及び管理を行う。

改修は、「除去」「封じ込め」「囲い込み」のいずれかとし、原則「除去」とする。

(1)アスベスト含有濃度が0.1%超のロックウールの改修

アスベスト含有濃度が0.1%超のロックウールの使用が確認された箇所については、平成20年度末までに改修を行う。なお、改修を講じるまでは、ロックウールの状態を毎月目視で点検し記録する。

また、休止施設や通常人の立入がない箇所であって外部に影響を及ぼさないと判断できる場合は、応急対策等を行うことにより改修の時期を変更することができる。

(2) 上記(1)以外のアスベストを含有する吹き付け材等の使用が確認された施設の管理

上記(1)以外のアスベストを含有する吹き付け材等の使用が確認された施設については、施設の使用実態に応じ定期的に吹き付け材等の状態を目視で点検し記録する。ただし、吹き付け材等に著しい劣化・損傷が認められた場合は、浮遊量の再測定など必要な措置を講じる。

2 上記1以外の建材等の対策

上記1以外の建材等については、補修・改修時に必要な措置を講じる。

3 留意事項

(1)対策の実施

対策の実施にあたっては、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則など関係法令を遵守するとともに、「建築物の解体等における石綿飛散防止対策の実施について」(環境省水・大気環境局大気環境課長 平成18年7月)、「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会 平成18年3月)、「公共建築改修工事標準仕様書」等により適切な工事を行うものとし、アスベスト粉じんによる周辺環境への汚染を防止するとともに、工事に携わる労働者がアスベスト粉じんを吸入することのないよう十分に安全を確保する。

(2) 廃棄物の処理

アスベストを含有する廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守するとともに、非飛散性アスベスト廃棄物については、「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」(環廃産発第 050330010 号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知 平成 17 年 3 月 30 日)に基づき、適正に処理する。

用語の定義

「アスベストを含有する」とは、重量の 0.1% を超えるアスベストを含有することをいう。

「吹き付け材等」とは、吹き付け材及び折板裏打ち断熱材をいう。

「除去」とは、吹き付け材等をはく離し撤去することをいう。

「封じ込め」とは、薬剤等により吹き付け材等の表層等を固着化して、アスベストが飛散しないようにすることをいう。

「囲い込み」とは、吹き付け材等が使用空間に露出しないように、壁、天井等で完全に覆いアスベストが飛散しないようにすることをいう。

「劣化・損傷の疑い」とは、表面全体に毛羽立ち、繊維のくずれ、吹き付け面に相当程度の破損・欠損、たれさがりがあることをいう。